

議第154号

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

定期観光システムの廃止に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。